

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第 1 号

緊急事態に関する意見書(可決)

今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処している。

我が国のように平時体制のままに国家的緊急事態に対応しようとすると、被災地で初動活動する自衛隊、警察及び消防等が、部隊移動、私有物撤去及び土地収用等初動態勢に手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、さらに被害が拡大することとなる。

また、原発事故への初動対応のおくれは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成 16 年 5 月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明 3 党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。

よって、国においては、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命と財産を守るため、緊急事態に対応する必要な法を早急に整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 23 日

議員提出議案第 2 号

公的年金の削減に反対する意見書(否決)

政府は税と社会保障の一体改革を強行しようとしている。

特に年金においては、本来水準と「特例水準」の差 2.5%を 3 年程度で解消するといい、物価下落時に年金額を引き下げずに生まれた 2000 年度～2002 年度の差額（2.5%分）を 2012 年度から 3 年程度かけて差し引いて支給するという内容である。

「物価下落」の幅が大きかったのは、デジタル家電など一部の品目で、高齢者の日常生活とは関係の薄いものであり、医療や介護の負担や保険料など高齢者の生活に直結するものは軒並み値上がりした。政府の行政刷新会議の「政策仕分け」で過去の年金額据え置きを「もらいすぎ」と攻撃したのは問題である。

当時の年金据え置き措置は「年金額引き下げは消費マインドを冷やし、景気に悪影響を及ぼす」ためであり、「もらいすぎ」と非難することは実態を無視した議論である。

公的年金の地域経済に占める割合も大きく、公的年金支給額の減額は、市民生活にとって大きな経済的なマイナスである。

よって、公的年金の本来水準と「特例水準」の差 2.5%を解消するための年金支給額の引き下げは行わないよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 23 日

議員提出議案第 3 号

ＴＰＰへの参加反対を求める意見書(可決)

野田首相は、平成 23 年 11 月のアジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）首脳会議において「ＴＰＰへの参加に向けて関係各国との協議に入る」との方針を表明した。そして、アメリカ政府は、日米首脳会談で野田首相が「すべての物品やサービスを貿易自由化のテーブルにのせる」と表明したことを発表している。

これをめぐって、野田首相は「ＴＰＰ参加が前提でない」などと釈明しているが、国際的には通用するものではない。ロイター通信は「野田佳彦首相は、日本が米国主導の貿易協定（ＴＰＰ）への協議に参加する意思がある旨、明らかにした」と報道している。

さらには、野田首相は「昨年 11 月に政府が決めた『包括的経済連携に関する基本方針』に基づいて進める」としているが、「包括的経済連携に関する基本方針」（2010.11.6）では、「政治的・経済的に重要で、我が国に特に大きな利益をもたらすＥＰＡや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す」と明記している。その上で日米首脳会談では、日本がＴＰＰに参加するために必要なアメリカ議会の承認に向けた２国間の「事前協議」を行うことで一致している。

このように、今回のＴＰＰに対する方針は、明確にＴＰＰ交渉参加を前提にしたものであって、ＴＰＰへの参加に反対する多くの国民や、多くの地方議会で可決された交渉参加に反対ないし慎重な対応を求める意思を踏みにじるものであり、断じて許されるものではない。

ＴＰＰに加盟することは、農業などの第一次産業への壊滅的な影響にとどまらず、医療など国民生活の根幹に影響が及ぶ懸念が広く指摘されているが、政府の説明は「国益を守る」などと抽象的な説明にとどまっている。国益に重大な影響をもたらすＴＰＰについて、国民的コンセンサスもなく、多くの反対世論を無視して参加を強行することは絶対に許されない。

よって、下記事項について強く求める。

記

一、「ＴＰＰへの参加に向けて関係各国との協議に入る」とした方針を撤回し、ＴＰＰ参加に向けた協議を中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 23 日

議員提出議案第 4 号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書(否決)

生活保護の老齢加算が、2004 年 4 月より段階的に削減され、2006 年 4 月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約 8 万 5000 円の生活扶助が約 6 万 9000 円（青森市・2 級地の 1）に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした「特別な需要」にこたえて支給されていたのが老齢加算である。

2010 年 6 月、老齢加算の復活を求めて争われた裁判の福岡高裁判決では、国の処分の不当性、違法性を認め、原告側の勝訴としたものである。国は、この判決を受け入れ、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国に対し、生活保護制度への老齢加算の復活を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 23 日

議員提出議案第 5 号

所得税法第 56 条及び関連条項の見直しを求める意見書(否決)

中小事業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきた。その中小事業者を支えている家族従事者が事業に従事したことにより受ける対価は、所得税法第 56 条の規定により必要経費に算入しないこととされている。

配偶者の場合は 86 万円、家族従事者は 50 万円というわずかな額が、事業主の所得から控除として認められているのみであり、家族従事者はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的、経済的な不利益を引き起こし、自立が困難になっている。

税法上では、青色申告を選択すれば事業に専従する家族従事者の労働対価を経費にすることができるが、同じ労働に対して青色と白色で差別する制度自体が矛盾している。

所得税法第 56 条は、戦前の家制度、世帯単位課税制度の名残であり、一人一人の人格を尊重する現在の憲法に相反するものとなっている。家族従事者が事業に従事したことにより受ける対価を正当に評価することは、人権を守ることであり、所得税法第 56 条の見直しは人権の回復といえるものである。

よって、税法だけでなく民法、社会保障にもかかわる人権の問題として、憲法を精神を生かし、所得税法第 56 条及び関連条項を見直し、家族従事者が事業に従事したことにより受ける対価を必要経費として認めるよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 23 日

議員提出議案第 6 号

基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書(可決)

国が地方自治体の仕事をさまざまな基準で細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるための地域主権一括法の第 1 次及び第 2 次一括法が、昨年の通常国会で成立した。291 項目にわたる第 3 次見直しも昨年末に閣議決定され、本年の通常国会に提出される見通しとなっている。

一方、自主財源の乏しい地方自治体は、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めてきているが、財源の多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないなどの理由で、さらに厳しい財政運営を強いられている。地方自治体は、農林水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資本整備など重要な課題を有し、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実強化が急務となっている。

地域主権改革は、地域住民がみずから考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革を目指すものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的な転換を進めていくものでなければならない。

よって、政府においては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図るため、下記

事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 政府においては、権限移譲に伴い必要となる財源措置を確実にを行うこと。また、移譲時に必要となる電算システム整備など臨時的経費についても確実に財源措置を行うこと。
- 2 都道府県から基礎自治体への権限移譲においては、事務引き継ぎ、研修、職員派遣、都道府県及び市町村間の推進体制の構築など、基礎自治体への権限移譲が円滑に進められるよう、政府は、移譲の時期、具体的な財源措置など必要な事項について地方側に十分な情報提供を行うこと。
- 3 厳しい行財政環境や超高齢化の進行の中で、移譲される権限の内容によっては、人員体制等も含め、各市町村単独での権限移譲に課題を抱える地域もあるものと予想されることから、広域連合の設立手続の簡素化なども含め、市町村が共同で柔軟に権限を行使できる仕組みを整備し、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。
- 4 地方の自主性、裁量性を拡大し、地方の特性に応じて事務が行えるよう、一層の「義務付け・枠付け」の見直しを行うとともに、今後の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方との十分な協議を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 23 日

議員提出議案第 7 号

父子家庭支援策の拡充を求める意見書(可決)

父子家庭が年々ふえており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えているが、父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差がある。

児童扶養手当法改正により平成 22 年 8 月 1 日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなった。しかしこのほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度（就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など）の多くが、父子家庭では受けられない。

よって、政府においては、対象が母子家庭に限られている諸制度に関して、父子家庭も対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子がともに暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。
- 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 23 日

議員提出議案第 8 号

若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書(可決)

2008 年の金融危機以降、とりわけ若者の雇用は厳しい状況が続いており、昨年の東日本大震災に加え、超円高に見舞われ、さらなる悪化が懸念されている。

日本は技術立国として知られているが、少子高齢化の進展により担い手の育成は急務であり、前途

有望な若者たちに活躍の場がないことは、社会全体にとっても大きな損失である。

さらに、長引く景気低迷は、若者の正社員への道を閉ざし、現役学生が安定を求めて大企業志向を強める一方、就職できなかった者は、職業能力向上の機会が著しく失われ、仕事の本質的な魅力に触れる機会も少なくなる。

このような状況の中、若者雇用の非正規化が進む要因の一つとして、「情報のミスマッチ」が挙げられる。それは、多くの中小企業がハローワークを通じて求人する一方、学生側は就職支援サイトを多用しているというミスマッチである。また、中小企業の情報乏しいために、それが学生の大企業志向を助長させ、雇用のミスマッチを生んでいるとも言える。

よって、政府においては、若者の雇用をめぐるミスマッチ解消のため、以下の項目を迅速かつ適切に講じるよう強く求める。

記

- 一、ハローワークと就職支援サイトの連携強化で中小企業に関する情報提供体制の充実を図ること。
- 一、企業現場での実習（OJT）を行う「有期実習型訓練」を実施する中小企業に対する助成金制度を拡充すること。
- 一、ジョブカフェ強化型事業や「ドリームマッチ・プロジェクト」の継続、または同様の取り組みの拡充を図り、学生と中小企業の接点を強化すること。
- 一、地域の中小企業と関係団体が協力し、新入社員への基礎的な職業訓練及び能力開発を一体的に実施するなど、中小企業への定着支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

議員提出議案第9号

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書（可決）

現代社会において、国民の「こころ」は深刻な状況にある。平成10年から毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしており、また精神科受診者数も増加傾向が続き、生涯を通じると国民の少なくとも5人に1人が精神疾患に罹患するとも言われている。

WHO（世界保健機関）の個人と社会がこうむる損失を計算した健康・生活被害指標（DALY指標）では、日本を初めとした先進各国では、精神疾患ががんや循環器疾病に比べても、最も高い政策的重要度にある疾患であることが明らかにされている。

平成23年7月6日、厚生労働省は「4大疾病」と位置づけて重点的に対策に取り組んできた「がん・脳卒中・心臓病・糖尿病」に精神疾患を加えて、「5大疾病」とする方針を決めた。

精神疾患に関しては、他の障害分野に比べ、人権、医療及び福祉ともにハンディがある。精神疾患の症状による社会生活の困難さは、外からは見えにくく、本人の生きづらさが理解されがたいことなどから、他の2障害とは大きく異なっている。

福祉分野においては、平成18年4月から3障害を一緒に支援する法律がつけられたが、サービスの基盤体制は立ちおけている。

また、医療においても、他の科とは大きな違いがあり、精神科以外の入院病棟は、患者16人に対し医師は1人以上であるが、精神科病棟では、患者48人に対し医師は1人になっている。看護師の配置も一般の医療水準より低く設定されており、慢性的な人手不足の状態である。

地域で暮らす患者を支える家族に対しても支援が必要であることが、最近になって、ようやく認識

されるようになった。

英国では、1997年度から医療改革、自殺予防に取り組み、10年間で15.2%減少という成果を上げている。長期の心身障害（精神障害）を持つ人の家族が精神健康上の困難を持つ率は、一般の人々の3倍であることもわかっており、家族への精神疾患、治療についての情報提供、実際的かつ情緒的支援などが必要であるが、日本ではこの部分も皆無に近いのが現状である。

厚生労働省は、平成20年度から21年度にかけて「今後の精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」を設け、現状を網羅的に明らかにし、今後望まれる施策を報告した。この報告をもとに、平成22年4月から家族及び当事者27名、医療福祉の専門家及び学識経験者63名が集まり、「こころの健康政策構想実現会議」を設立し、家族及び当事者のニーズにこたえることを主軸に据えて会議を重ね、現実の危機を早く根本的に改革する提言をまとめ、平成22年5月末に厚生労働大臣に「こころの健康政策についての提言書」を提出した。

この中で精神医療改革、精神保健改革、家族支援の3つを軸として国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、政府においては、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

議員提出議案第10号

広域瓦れき処理の受け入れに関する決議(可決)

東日本大震災で発生した瓦れきの推定量は、環境省のデータによれば岩手県では約476万トン、宮城県では約1569万トンに上り、それぞれ岩手県で約11年分、宮城県で約19年分の一般廃棄物の排出量に相当するとされているが、このほかに海中に沈んでいる瓦れき等を加えると極めて膨大な量となっており、被災地の復興の大きな妨げとなっている。

青森市議会としては、本市が東北の一員として瓦れきの受け入れをし、東北が元気である、安全・安心である、そして東北の希望というものを国内外に発信することにより、その一員としての役割を果たしていきたいと考える。

受け入れに際しては、1つに、瓦れきの放射性物質に関する測定と結果の公開を徹底させ、危険がないとの安全性の保証、確保及び財政負担等を含め、国、県及び市の役割と責任の明確化。

2つに、市民の安全・安心の確保と市民、関係事業者の理解と協力。

3つに、手続、手順をしっかりと踏むこと（市議会、市民、事業者の理解、合意）が求められる。

瓦れき処理は一自治体の問題ではなく、国として全国民が安全・安心の確保ができるような一層の取り組みの強化が不可欠である。

したがって、市議会として上記の条件が整うよう働きかけを強くし、瓦れきの処理を含めた被災地の復興に向け、本市のなすべき役割を果たすべく、全力で努力していく。

以上、決議する。

平成24年3月23日